

○新宿区中等度難聴児発達支援事業実施要綱

25 新福障経第 1536 号

平成 25 年 10 月 16 日

(目的)

第 1 条 この要綱は、身体障害者手帳の交付対象とならない中等度難聴児に対して、補聴器の装用により言語の習得や生活能力、コミュニケーション能力等の向上を促進するため、補聴器の購入費用の一部を助成し、もって難聴児の健全な発達を支援することを目的とする。

(助成対象児童)

第 2 条 本事業における補聴器購入費の助成を受けることができるのは、次の要件をすべて満たす 18 歳未満の難聴児(以下「助成対象児童」という。)とする。

- (1) 新宿区に住所を有するもの
- (2) 身体障害者手帳（聴覚障害）交付の対象となる聴力ではないこと
- (3) 両耳の聴力レベルが概ね 30dB 以上であり、補聴器の装用により、言語の習得等一定の効果が期待できると医師が判断するもの

(助成対象からの除外)

第 3 条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、本事業の助成対象から除外する。

- (1) 助成金の交付申請を行う月の属する年度(4 月から 6 月にあつては前年度)における助成対象児童又は助成対象児童の属する世帯の他の世帯員の区市町村民税所得割の最多区市町村民税所得割課税者の納税額が 46 万円以上の場合
- (2) 助成対象児童が労働者災害補償保険法(昭和 22 年法律第 50 号)その他の法令の規定に基づき、補聴器購入費用の助成を受けている場合

(助成対象補聴器)

第 4 条 助成の対象は、補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準(平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省告示第 528 号)別表 1(5)に規定する基本構造を満たす補聴器とする。

補聴器の種類、1 台当たりの基準価格(以下「基準価格」という。)及び耐用年数は別表のとおりとする。

(支給台数)

第 5 条 補聴器は、装用効果の高い側の片耳分への支給を原則とする。ただし、区長が教育上、生活上等特に必要と認めた場合は両耳分として 2 台支給できるものとする。

(助成額の算定基礎)

第 6 条 本事業の助成金の算定基礎となる額は、助成対象児童が新たに補聴器を購入する経費又は耐用年数経過後に補聴器を更新する経費(以下「購入費」という。)として区長が認める額と、別表の「1 台当たりの基準価格」とを比較して少ない方の額とする。

ただし、第 5 条の規定により両耳に装用する場合の助成金の算定基礎となる額は、左右それぞれの耳について購入費用と別表の基準価格とを比較して少ない方の額とする。

(助成額)

第 7 条 助成額は第 6 条に定める額の 10 分の 9 (円未満に端数が生じるときは、これを切り捨てる。) とし、算定基礎額を超える部分については交付の対象としない。ただし、助成対象児童が生活保護法 (昭和 25 年法律第 144 号) による被保護世帯、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成 6 年法律第 30 号。) による支援給付を受けているとき又は区市町村民税非課税世帯に属する場合の助成額は、算定基礎額の 10 分の 10 とする。

(交付申請)

第 8 条 助成金の交付を希望する対象児童の保護者 (児童福祉法 (昭和 22 年法律 164 号) 第 6 条に規定する保護者をいう。以下「保護者」という。) は、中等度難聴児発達支援事業補聴器購入費助成申請書 (様式第 1 号。以下「申請書」という。) に、次に掲げる書類を添付して、区長に提出しなければならない。

- (1) 身体障害者福祉法第 15 条の規定による耳鼻咽喉科医師、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成 17 年法律 123 号) 第 59 条 1 項の規定による指定自立支援医療機関 (耳鼻咽喉科) の医師又は対象児の主治の医師たる耳鼻咽喉科医師が、対象者の聴力検査等を実施し、交付した中等度難聴児発達支援事業補聴器購入費助成金交付意見書 (様式第 2 号。以下「意見書」という。)
- (2) 意見書に基づき、補聴器の販売事業者 (以下「補聴器業者」という。) が作成した見積書
- (3) その他区長が必要と認める書類

(所得審査)

第 9 条 申請書を受理した区長は、交付対象児童の属する世帯全員の所得状況等を調査し第 3 条に規定する交付対象除外者でないことを確認するものとする。

(交付決定)

第 10 条 区長は、第 8 条の規定による交付申請の内容を審査し、助成金の交付又は却下を決定する。助成を行うことを決定した場合は、中等度難聴児発達支援事業補聴器購入費助成金交付決定通知書 (様式第 3 号。以下「交付決定通知書」という。) により、交付を行わないことを決定した場合は、中等度難聴児発達支援事業補聴器購入費助成金交付申請却下通知書 (様式第 4 号) により申請者に通知するものとする。

(補聴器の購入)

第 11 条 申請者は、交付決定後に、交付決定通知書に記載された補聴器業者から補聴器を購入するものとする。

(費用の請求)

第 12 条 第 11 条の規定により補聴器を購入した申請者は、中等度難聴児発達支援事業補

聴器購入費助成金請求書（様式第 5 号）に領収書を添えて、区長に請求するものとする。

区長は、請求があったときは、内容を審査の上、助成額を交付するものとする。

（代理受領）

第 13 条 交付額の支払いは原則として第 12 条の規定によるが、区長は申請者の利便性を考慮し、代理受領方式によることができるものとする。

2 区長は、前項の規定により助成金の交付決定を行ったときは、申請者に対して中等度難聴児補聴器購入費支給券（様式第 6 号。以下「支給券」という。）及び代理受領に係る補聴器購入費支払請求書兼委任状（様式第 7 号。以下「委任状」という。）を交付するものとする。

3 助成決定者は、助成金の請求及び受領に関する権利の行使を契約事業者に委任するものとする。

4 助成決定者は、購入に係る補聴器を契約事業者から受け取ったときは、受領年月日を記載し、署名押印をした支給券及び委任状を契約事業者に提出するものとする。

5 契約事業者は、助成決定者を代理して助成金の交付を支給券及び委任状を添付して、区長に請求するものとする。

6 区長は、前項の規定による請求を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、第 7 条の規定による助成額を支払うものとする。

（決定の取り消し）

第 14 条 区長は、次に該当するときは、交付の決定を取り消し、その者から既に交付した額の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 虚偽又は不正の行為により補聴器購入費助成金の交付を受けたとき
- (2) 補聴器を交付目的に反して使用し、譲渡し、貸与し、又は担保に供したとき
- (3) その他補聴器購入費助成金の交付が不相当と区長が認めるとき

（台帳の作成）

第 15 条 区長は、補聴器購入費の助成に当たり、中等度難聴児発達支援事業補聴器購入費助成台帳（様式第 8 号）を備え、必要な事項を記載するものとする。

（その他）

第 16 条 別表の「耐用年数」欄に掲げる年数の取扱については、通常の装用状態において補聴器が修理不能となるまでの予想年数を示したものであり、補聴器を装用する者の年齢、生活状況又は聴力の状況によっては、その実耐用年数には相当の長短が予想されるので、更新の際には実情に沿うよう十分配慮する。

なお、災害等本人の責任によらない事情により亡失・毀損した場合には、新たに必要と認める補聴器の購入費の一部を助成できるものとする。

2 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は区長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 25 年 10 月 16 日から施行する。

附則（平成 28 年 3 月 31 日 27 新福障経第 2411 号）

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第 4 条関係)

補聴器の種類	1 台当たりの 基準価格(円)	基準価格に含まれるもの	耐用 年数
高度難聴用ポケット型	137,000 円	補聴器本体(電池を含む)、イヤモールド	5 年
高度難聴用耳かけ型			
重度難聴用ポケット型			
重度難聴用耳かけ型			
耳あな式 (レディメイド)		補聴器本体(電池を含む)	
耳あな式 (オーダーメイド)		補聴器本体(電池を含む)、骨導レシーバー、ヘッドバンド	
骨導式ポケット型		補聴器本体(電池を含む)、平面レンズ	
骨導式眼鏡型			

(注) 補聴器の種類は、「補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準」(平成 18 年 9 月 29 日付厚生労働省告示第 528 号) に定める補聴器とする。